

4. 任意継続被保険者・特例退職被保険者の申請について

任意継続被保険者・特例退職被保険者の資格取得申請をされた場合、健康保険証と初回の保険料納付書等を送付いたします。**保険料は必ず納付書記載の納付期限までにお支払いください。**

万一納付期限までにお支払いがない場合、資格が取消されますのでご注意ください。

なお、特例退職被保険者制度への加入につきましては、加入要件である厚生年金の受給開始年齢が平成25年4月より段階的に上げられていることに伴い、今年4月2日以降に60歳で定年退職される方（昭和39年4月2日から昭和40年4月1日生まれの方が該当。）は老齢厚生年金の受給ができません。

原則男性は65歳、女性は63歳に達するまでは特例退職被保険者になれませんのでご注意ください（下表参照）。
その間の健康保険は任意継続被保険者制度（最長2年間）や国民健康保険などへご加入いただくこととなります。

受給開始・加入年齢 生年月日	老齢厚生年金 (報酬比例部分) 受給開始年齢		特例退職被保険者 制度加入年齢	
	男	女	男	女
昭和37年4月2日～昭和39年4月1日	65歳	63歳	65歳	63歳
昭和39年4月2日～昭和41年4月1日		64歳		64歳
昭和41年4月2日～		65歳		65歳